

経費配分方式 様式等の変更点(平成 27 年 3 月)

(従来の「社会保険診療所得金額算出表」等の主な変更内容)

1 「社会保険診療所得算出表」の変更

様式名	変更内容	変更理由
表 1 社会保険診療所得算出表	様式名を「医療法人等に係る所得金額の計算書(経費配分方式)社会保険診療所得算出表」に変更しました。	「医療法人等に係る所得金額の計算書(所得配分方式)」の新設に伴い、様式名の統一化を図りました。
表 2 診療収入金額の内訳	一般診療収入の欄に「介護保険法」を追加しました。	介護保険法による収入でも社会保険診療収入に該当しないものがあるため、項目として明記しました。
表 3 経費の内訳	専属経費欄の(注)に「一般診療等に係る経費は、表 2 の一般診療収入金額及びその他付随収入金額を稼得するために要した費用として明確に区分できる経費を記載してください。」を追加しました。	専属経費として記載すべき内容の明確化を図りました。
表 4 特別損益等の内訳	「固定資産譲渡益(処分損)」を「土地譲渡益(処分損)」に変更し、「償却資産譲渡益(処分損)」及び「有価証券譲渡損」を追加しました。	従来は区分していなかった土地と償却資産について、取扱いを明確化しました。
別紙 医療事業の収入金額	削除しました。	「医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領(経費配分方式)」でその範囲を示しているため省略しました。

2 「社会保険診療所得算出表（表1～4）の記載要領」の変更

様式名	変更内容	変更理由
社会保険診療所得算出表（表1～4）の記載要領	表題を「医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領（経費配分方式）」に変更するとともに、目次等を整備しました。	様式名が変更されたため。また、「医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領（所得配分方式）」との形式の統一化を図りました。
診療収入金額の内訳（表2）の記載要領	(1)に「なお、介護保険サービスのうち「社会保険診療」に含まれるか否かについては、別紙「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」に一覧表で示すとおりです。」を追加し、別紙として一覧表を追加しました。	介護保険法による収入のうち社会保険診療収入に該当するものか否かの判断を容易にするため、表を追加しました。
経費の内訳（表3）の記載要領	(1)②に「なお、「その他付随収入金額」に計上した職員給食収入、付添人給食収入、付添人ベッド寝具代収入及び固定資産賃貸収入等に対応する経費については、職員等から収入した負担額を限度としてこの欄に計上できるものとしますが、その場合は、当該計上額を（2）共通経費の各欄に重複して計上しないよう留意してください。」を追加しました。	専属経費として記載すべき内容の明確化するとともに、経費の重複計上の防止を図りました。
特別損益等の内訳（表4）の記載要領	「固定資産譲渡益（損）」を「土地譲渡益（損）」に変更し、「償却資産譲渡益（処分損）」及び「保険解約・満期返戻金」に係る取扱いを追加しました。	従来は区分していなかった土地と償却資産について区分するとともに、「保険解約・満期返戻金」の取扱いを明確化しました。